

大治南小学校区地区コミュニティ推進協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、大治南小学校区地区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 協議会は、住みよい街づくりのため、住民および団体の自主的なコミュニティ活動を通じ、新しい連帯感を育て自治意識の高揚をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 好ましいコミュニティづくりの調査及び研究
- (2) コミュニティづくりの企画および推進
- (3) 行政機関および各種団体との連絡調整
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、大治南小学校区に居住する住民及び区域内で活動する各種団体等をもって構成するものとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 理事 数十名
- (5) 監事 2名
- (6) 会計 1名

2 会長、副会長、書記は、役員会において選出し、総会で決定する。

3 監事、会計、理事は、会長が推薦し総会で決定する。

4 会長、副会長、書記を除く補欠の役員は、会長の推薦により役員会で決定する。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 書記は、協議会の事務を処理する。

4 理事は、協議会の調整および庶務的事項を処理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

6 会計は、協議会の経理を処理する。

(役員の仕事)

第8条 会長、副会長、書記、理事、監事、会計の仕事は、次期総会（「臨時総会を除く」以下同じ）までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会とする。

2 総会および役員会は、会長が招集し、その議長となる。

(総会)

第10条 協議会の総会は、毎年1回開催し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業計画および事業報告に関すること。
- (3) 予算（補正予算は除く）および決算に関すること。
- (4) その他協議会の運営に必要な事項。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ開催し、総会に提出する議案を協議するほか、協議会の推進に関する事項を審議する。

(実行委員会)

第 12 条 協議会は、イベント等の事業を行うために、必要と認められる場合は、その都度実行委員会を設置することができる。

(会計)

第 13 条 協議会の会計は、補助金・寄附金および、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(委 任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が役員会にはかって別に定める。

この規約は、令和 7 年 3 月 1 日から日から施行する。